

東紀州環境施設組合職員の育児休業等に関する条例

令和3年4月1日
条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業に関する取扱い等については育児休業法に基づき、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尾鷲市条例第1号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。